株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 株式会社アドウェイズ 代表取締役社長 山 田 翔

第22期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された方々及びご関係者の皆様に、心よりお見舞いを申しあげますとともに、1日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、当社第22期定時株主総会を下記の通り開催いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、2022年3月23日(水曜日)午後7時(当社営業時間終了時)までに事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

※会場でのご出席を希望される株主様は、4頁に記載の「会場でのご出席を希望される株主様へのご案内」をご参照ください。

事前の議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、 3頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

また、本株主総会はハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施いたしますので、当日、会議ツール『Zoom』を利用したオンラインで出席し、議決権を行使することもできます。5頁以降に記載の「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のご案内」をご参照いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記 時 2022年3月24日(木曜日)午後1時(受付開始:午後0時30分)

(開催日が前回定時株主総会の日(2021年6月24日)に応当する日と離れていますのは、第22期より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。)

2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー38F アドウェイズ本社

3. 目的事項報告事項

1. 日

1. 第22期(2021年4月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第22期(2021年4月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

第5号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 監査役3名選任の件 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

第7号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の 決定を取締役会に委任する件

文芸に安任りる件 以上

その他株主総会招集に関する事項

- (1) 当社は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に 掲げる事項を当社Webサイト(https://www.adways.net/)に掲載しております ので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・事業報告「SDGsへの取り組み」「主要な営業所及び工場」

「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」 「新株予約権等の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 「会社の支配に関する基本方針」

- 連結計算書類「連結注記表」計算書類「個別注記表」
- なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、上記Webサイトに掲載の書類も含まれております。
- (2)当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- (3)代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席(扱いとさせて)いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4)記載事項を修正する場合の周知方法

事業報告、計算書類、連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社Webサイト(https://www.adways.net/)において周知させていただきます。

会社説明会のご案内

例年、定時株主総会終了後に開催しておりました「会社説明会」ですが、本年は会場を設けず、『Zoom』を利用したオンライン開催のみとさせていただきます。なお、事前登録のうえで総会会場にご来場いただいた株主様は、定時株主総会終了後、引き続き会場でご視聴いただけます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきます。何卒、ご理解ご協力のほど、お願い申しあげます。

- ●ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を開催いたします。
- ●会場までの案内人配置及びお土産配布は、取りやめさせていただきます。
- ●事前に当社Webサイトでご登録いただいた株主様以外の来場は、お断りさせていただきます。
- ●来場者の上限人数は、10名とさせていただき、来場希望者が10名を超える場合は、抽選とさせていただきます。
- ●ご来場いただいた株主様につきましても、感染予防対策としまして、個室で当社貸与のPC によるオンライン出席となりますので、その旨ご了承ください。
- ●議長を含めすべての出席役員は、オンラインでの出席となり、来場いたしません。
- ●ご来場の株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮ください。
- ●開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な 説明は省略させていただく可能性がございます。事前に招集通知にお目通しください。
- ●ご入場前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方は、事前の出席登録がお済みの場合でもご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様のご出席は、お断りさせていただきます。
- ●株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。
- ●当日の運営等に関する情報につきましては、順次、当社Webサイトに掲載させていただく 予定ですので、当社Webサイトもご参照ください。

議決権行使方法のご案内

次のいずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お早めに行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2022年3月23日(水曜日)午後7時(当社営業時間終了時)までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する以下の議決権行使Webサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2022年3月23日(水曜日)午後7時(当社営業時間終了時)までにご入力ください。

また、スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「QRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権が行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度「QRコード®」を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。詳細につきましては、同封の「『スマート行使』の使い方」をご参照ください。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使Webサイト https://www.web54.net

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2. インターネットによって複数回数、(又はパソコン・スマートフォンで重複して)議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 3. 議決権行使Webサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信 事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

- 1. 議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 【電話】0120(652)031(受付時間 9:00~21:00)
- 2. その他の場合
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様 お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様) 三井住友信託銀行 証券代行事務センター 【電話】0120(782)031(受付時間 9:00~17:00 十日休日を除く)

会場でのご出席を希望される株主様へのご案内

本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、<u>事前に当社Webサイトで申し込みいただいた株主様以</u>外の来場は、お断りさせていただきます。

来場者の上限人数は、10名とさせていただき、来場希望者が10名を超 える場合は、抽選とさせていただきます。

1. 申込期間

2022年3月3日 (木曜日) 午前10時から2022年3月11日 (金曜日) 午後7時まで

2. 申込方法

会場でのご出席を希望される株主様は、上記の申込期間内に下記Webサイトからお申し込みください。会場でのご出席を希望される株主様が10名を超える場合は、抽選となります。抽選結果及び会場でのご出席に必要な情報や詳細につきましては、お申し込みいただいた株主様に追ってご案内いたします。

申込用Webサイト https://ir.adways.net/entry/



3. 会場でご出席いただくための注意事項

- ① 会場までの案内人配置及びお土産配布は、取りやめさせていただきます。
- ② 事前に当社Webサイトで申し込みいただいた株主様以外の来場は、お断りさせていただきます。
- ③ ご来場いただいた株主様につきましても、感染予防対策としまして、個室で当社貸与のPCによるオンライン出席となりますので、その旨ご了承ください。
- ④ 議長を含めすべての出席役員は、オンラインでの出席となり、来場いたしません。
- ⑤ ご来場の株主様におかれましては、体調をご確認のうえ、マスク着用などの 感染予防にご配慮ください。
- ⑥ ご入場前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方は、事前の出席登録がお済みの場合でもご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様のご出席は、お断りさせていただきます。
- ⑦ 当日の運営等に関する情報につきましては、順次、当社Webサイトに掲載させていただく予定ですので、当社Webサイトもご参照ください。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のご案内

本総会は、総会当日に本総会専用のWebサイトから『Zoom』を利用して、オンラインで出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権の行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となります。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡 散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、是非オンラインでご出 席くださいますようお願い申しあげます。

また、バーチャル株主総会にてご出席される場合、次頁の注意事項を 必ずご一読ください。

1. 配信日時

2022年3月24日 (木曜日) 午後1時から

2. アクセス方法

オンラインで出席いただく株主様は、以下接続先のURLから、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。接続されましたら、画面表示に従って議決権行使書記載の「株主番号」、「郵便番号」及び「ご所有株式数」を入力しログインしてください。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご確認ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914

接続先 https://web.sharely.app/login/adways22/



3. 議決権の行使とそのお取り扱い

「2. アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「決議」タブより賛否をご入力いただけます。

3頁でご案内しております通り、従来通り事前に書面又はインターネットで議 決権行使をしていただくことも可能です。ただし、事前に議決権行使いただいた うえで、開催当日バーチャル出席して議決権行使いただいた時点で、事前の議決 権行使の効力は破棄するものといたします。優先順位は、以下の通りといたしま す

- ① 当日バーチャル出席中のインターネットによる議決権行使
- ② 3頁に記載の方法による事前(当日よりも前)のインターネットによる議決権行使
- ③ 議決権行使書用紙の郵送による行使

なお、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、バーチャル出席して再度議決権を行使されたときは、事前の議決権行使の効力は破棄いたしますが、バーチャル出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持する取り扱いといたします。

また、事前に議決権を行使されず、バーチャル出席中において議決権を行使されなかった場合は、棄権の取り扱いといたします。

4. バーチャル株主総会における質問方法

『Zoom』より挙手を行ってください。議長から指名されましたら、事務局にてミュートを解除しますので、その後ご質問いただけます。

※質疑応答時以外でのご質問にはお答えできかねます。

※株主総会進行上の都合により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

5. バーチャル出席いただくための注意事項

- ① バーチャル出席につきましては、代理人による出席は、お受けいたしません。
- ② バーチャル株主総会はインターネット(パソコン・スマートフォン)を利用してバーチャル出席する必要がございます。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)からのバーチャル出席はできません。
- ③ バーチャル出席いただくにあたり、出席場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権等を行使できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ④ 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ⑤ バーチャル株主総会に参加いただくには、別途最新のZoomアプリが必須となります。Zoomは、当社ではなくZoom Video Communications, Inc. が提供するサービスです。Zoomをご利用いただくにあたっては、別途同社が定めるZoomサービス規約が適用されます。バーチャル出席にあたりZoomの不具合等により株主様がバーチャル出席できない場合やバーチャル出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ⑥ バーチャル出席される株主様の動議については、取り上げることが困難なため、お受けいたしません。当日、リアル株主総会会場の出席者から動議提案がなされた場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席者は賛否の表明ができません。その場合、バーチャル出席者は、棄権又は欠席として取り扱うことになりますのであらかじめご了承ください。
- ⑦ バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。
- ⑧ 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更 又は中止とさせていただく場合がございます。
- ⑨ バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- のその他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

お問い合わせ先について

IR担当

【電話】03-5331-6308 (受付時間 10:00~19:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び株主の皆様への継続的な利益還元、並びに今後の企業価値向上を目的とする事業展開のための内部留保等を勘案した結果、当社の配当方針に従い、以下の通りといたしたいと存じます。

- (1)配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- (2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株当たり金5円17銭といたします。
 - なお、この場合の配当総額は216,159,125円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月25日といたします。

※当社の第22期の配当方針

当社の第22期の配当方針は、第1期を除く当社事業年度を基準とした配当性向 (当期は第22期であるため、親会社株主に帰属する当期純利益の21%)より算出される1株当たりの金額と、1株当たり配当金2円70銭を比較し、高い方を目処としております。

上記の方針に従いまして第22期の配当は、1株当たり2円70銭の配当金総額より、親会社株主に帰属する当期純利益に配当性向21%を乗じた配当金総額の方が高いため、1株当たり5円17銭といたしております。

§ご参考§

当社の第22期から第24期の3ヶ年の配当方針は、以下の通り当社事業年度(第1期を除く)を基準とした配当性向もしくは1株当たり配当金2円70銭を基準に毎期10銭を増配した1株当たり配当金のどちらか高い方を目途とし、毎期の定時株主総会決議によりご承認いただきます。

注)ただし、大きな業績変動や大規模なM&A等の経営環境等の変化によって、配当方針を変更する可能性があることにご留意ください。

【3ヶ年(第22期~第24期)の配当方針】

決算期	第22期	第23期	第24期
	(2021年12月期)	(2022年12月期)	(2023年12月期)
配当方針	配当性向21%	配当性向22%	配当性向23%
	もしくは	もしくは	もしくは
	1株当たり2円70銭の	1株当たり2円80銭の	1株当たり2円90銭の
	高い方	高い方	高い方

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 目的の一部変更

現行定款第2条につきまして、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的の一部を削除するものであります。

② 株主総会参考書類等の電子提供

現行定款第14条につきまして、2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供制度が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。また、当該変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

③ 補欠取締役の任期

現行定款第21条につきまして、取締役が欠けた場合等に備え、補欠取締役に関する規定として、補欠取締役が取締役に就任した場合の任期について定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案			
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)			
(目的)	(目的)			
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的			
とする。	とする。			
1. ~33. (条文省略)	1. ~33. (現行通り)			
34. 仮想通貨関連業務	(削除)			
35. 資金決済に関する法律に基づく仮想	(削除)			
<u>通貨交換業</u>				
<u>36</u> . (条文省略)	34. (現行通り)			
第3条~第13条 (条文省略)	第3条~第13条 (現行通り)			
(株主総会参考書類等のインターネット開示	(電子提供措置等)			
とみなし提供)				
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、			
株主総会参考書類、事業報告、計算	株主総会参考書類等の内容である情			
書類及び連結計算書類に記載または	報について、電子提供措置をとるも			
表示をすべき事項に係る情報を、法	<u>のとする。</u>			
務省令に定めるところにしたがい、				
インターネットを利用する方法で開				
示することにより、株主に対して提供したようなオニトができる。				
<u>供したとみなすことができる。</u>				

現	· 定	款	変	更	案
	(新設)		<u>のうち?</u> または-	生務省令で定 一部について	措置をとる事項 めるものの全部 、議決権の基準 求した株主に対
第15条~第20条	(条文省略)			サナる書面に る。	記載しないこと
第21条 取締役の 了する事	任期は、選任 業年度のうち 時株主総会終 (新設)	最終のものに	第21条 取締役の 了する ³ 関する ³ する。 2.任期の ³ 欠とし は、退	事業年度のう 定時株主総会 満了前に退任 て選任され	任後2年以内に終 ち最終のものに 終結の時までと とした取締役の補 た取締役の任期 の任期の満了す
第22条~第47条	(条文省略) (新設) (新設)		第22条~第47条 附 則 (株主総会資料の第1条 定款第14 改正する 号) 所則 改正規定 1日 (以 力を生ず 2. 前項の規 6ヶ月以 株主総会 14条はな 3. 本所則は た日また 3ヶ月を約	(現行通・電子提供に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関する経過措置) 会社法の一部を 元年法律第70 書きに規定する である2022年9月 という)から効 る。 、変更前定款第 する。 を変更前定款第 する。 とお会の日から かず、施行日から に総会の日とする 変更前定款第 する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役山田翔氏、野田順義氏、西岡明彦氏、伊藤浩孝氏及び平田和子氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状	、担当 所有する 、況) 当社の株式数
1	や# だ	2007年 4月 当社入社 2013年 6月 ライヴエイド株式会社 取締 2013年 7月 Bulbit株式会社(現 UNICORN 代表取締役(現任) 2014年 4月 当社新規領域担当執行役員 2014年 4月 株式会社アドウェイズ・ベン取締役 2014年 5月 株式会社アドウェイズ・グラフィー(現 774株式会社)取締役 2015年 7月 株式会社フィッティー(現 株ウェイズ・フロンティア)代 2016年 1月 当社新規領域担当上席執行 2016年 8月 Mist Technologies株式会社ップ10株式会社)取締役 2018年10月 Mist Technologies株式会社ップ10株式会社)取締役 2018年10月 Mist Technologies株式会社ップ10株式会社(現任) 2021年 7月 当社代表取締役(現任) 2021年10月 newborns株式会社 取締役(現任)	が株式会社) ンチャーズ ボット 式会社アド 表取締役 役員 (現 予約ト (現 予約ト 役(現任)

候補者 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位、担当要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2	が野田 のが順 (1978年5月10日生) ※再任	2012年 1月 2012年 4月 2012年 9月 2012年10月 2013年 5月 2013年 6月 2013年 8月 2013年 9月 2014年 1月 2015年 4月 2015年 3月 2016年 8月 2016年 8月 2017年 6月 2017年 6月		2,500株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	3 to 1 t - 1 to 15 397
3	伊藤浩孝 (1968年12月10日生) ※再任	1994年 4月 中外製薬株式会社 探索研究所研究員 1996年 4月 Chugai Biopharmaceutical, Inc. 研究員 1998年 4月 中外製薬株式会社 探索及び創薬研究所研究員 2002年 1月 東京大学先端科学技術研究センター 研究員 2005年 4月 株式会社未来創薬研究所 研究員 2006年10月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社(現 GEヘルスケア・ジャパン株式会社)分子イメージング・マーケティングリーダー 2008年 3月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 マーケティング企画部部長 2012年10月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社マーケティング企画部部長 2014年10月 京都大学 医工連携大学院 特別講師 2016年 1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 本社営業本部長 2017年 4月 グロービス経営大学院 客員准教授 2017年10月 テカンジャパン株式会社 代表取締役者長 2018年 6月 当社社外取締役(現任) 2020年 4月 グロービス経営大学院 雑授(現任) 2021年 4月 グロービス経営大学院 教授(現任) 2021年 4月 グロービス経営大学院 教授(現任)	т
4	章 苗 新 亨 (1952年3月6日生) ※再任	1994年 7月 クラリアントジャパン株式会社 人事語 マネージャー 1999年 1月 日本ジーイープラスチックス株式会社 (現 SABICジャパン合同会社) 人事部 2003年 5月 ジーイーフリートサービス株式会社 (現 SMFLキャピタル株式会社) 人事総務部長 2006年 5月 GEリアル・エステート株式会社(現 SMFLキャピタル株式会社) 人事マネージングディレクター(アジア・太平洋担当) 2012年 7月 株式会社タフタッチ 代表取締役(現任)	- -

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
			当社の株式数
		理(現任) 兼 AaaSアカウント推進二部 部長(現任) 兼 AaaSビジネスプロデュ ース局(現任) 兼 プラットフォーマー 戦略局(現任)	

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 山田翔氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。

2007年入社後、スマートフォン向け広告サービス「AppDriver」など様々なプロジェクト及び新規事業を成功させ、2013年7月からは当社子会社Bulbit株式会社(現 UNICORN株式会社)の代表取締役として、全世界対応のスマートフォン向け効果測定システム「PartyTrack」、全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」を企画する等、新規ビジネスの開拓に貢献しております。2021年7月からは当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮し、事業拡大に貢献しております。今後も引き続き活躍が期待されることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- 3. 野田順義氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
 - 2009年入社後、当社の主力事業であるモバイル、スマートフォン広告部門の拡大に貢献した後、海外事業の立ち上げに尽力し、2013年からは取締役として海外事業を牽引しております。今後も引き続き活躍が期待されることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- 4. 伊藤浩孝氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下の通りです。 グローバルな環境における経営戦略策定と実行経験及び新規事業並びにジョイントベンチャー立ち上げなどの豊富な事業経験により、当社の経営の監督とチェック機能を適切に遂行することができると判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであ

- ります。また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選 定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
- 5. 平田和子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下の通りです。 グローバルな環境における組織づくり、人材の育成、利活用及び人事制度確立等の豊富な 経験により、当社の経営の監督とチェック機能を適切に遂行することができると判断した ため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任され た場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、 客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
- 6. 梅本翔太氏は社外取締役候補者であります。
- 7. 梅本翔太氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下の通りです。 広告業界における豊富な業務経験等から、当社の業務執行に対する監督とチェック機能を 適切に遂行することができるとともに、博報堂DYグループとの協業推進にも貢献いただ けると判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- 8. 梅本翔太氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社博報堂 及びデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の業務執行者であったことが あります。
- 9. 当社は、伊藤浩孝氏及び平田和子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償 責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏が再任された場合、当社は両氏 との間の当該責任限定契約を継続いたします。また、梅本翔太氏が選任された場合、当社 は同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 10. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約 を締結しており、被保険者の業務遂行のために行なった行為に起因して、株主代表訴訟や 第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該 保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場 合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更 新時においても同内容での更新を予定しております。
- 11. 伊藤浩孝氏及び平田和子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役 の在任期間は、本総会終結の時をもって3年9か月となります。
- 12. 当社は、伊藤浩孝氏及び平田和子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 13. 当社は取締役会の下に、任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会にて、本議案に対する審議を行い、その審議結果を同委員会の総意である旨を決議した後、取締役会に対し答申を行っております。

第4号議案 補欠取締役1名選任の件

「第3号議案 取締役5名選任の件」が原案通り承認可決された場合に社外取締役に就任いたします梅本翔太氏の補欠として、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者である石川直樹氏の選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠取締役候補者は、次の通りであります。

氏 名	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	所有する							
(生年月日)	略歴	及び重要な兼職の状況	別 有 9 る当社の株式の数							
	1992年 4月									
	2007年 4月	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ テレビ局テレビ四部長								
	2008年 4月 同社テレビ総局テレビ四部長									
	2009年 4月	同社テレビ総局テレビ三部長								
	2010年 4月	同社タイムビジネス局テレビ三部長								
	2012年 4月	同社タイムビジネス局タイム業務推進部長								
	2013年 4月	同社タイムビジネス局局長代理 兼 タイム業								
		務推進部長								
いし かわ なお き	2015年 4月	同社i-メディア局局長代理 兼 テレビタイム								
石 川 直 樹		ビジネス局局長代理	_							
(1969年12月11日生)	2016年 4月	株式会社博報堂DYデジタル 取締役副社長								
	2018年 4月	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ統								
		合アカウントプロデュース局長								
		株式会社博報堂DYデジタル 取締役								
		株式会社Handy Marketing 取締役								
	2018年 6月	株式会社アイレップ 取締役(現任)								
	2021年 4月	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ 執								
		行役員(現任)								
		デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム								
		株式会社 執行役員(現任)								

- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 石川直樹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 石川直樹氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下の通りです。

石川直樹氏は、広告業界における豊富な業務経験及び経営経験等から、当社の経営の監督とチェック機能を適切に遂行することができるとともに、博報堂DYグループとの協業推進にも貢献いただけると判断したため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- 4. 石川直樹氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)であるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の業務執行者であり、その地位は上記「略歴及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。
- 5. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、法令が規定する額としております。補欠の社外取締役候補者である石川直樹氏との間 におきましても、社外取締役就任時に当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約 を締結しており、被保険者の業務遂行のために行なった行為に起因して、株主代表訴訟や 第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該 保険契約によって補填することとしております。石川直樹氏が取締役に就任した場合、同 氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同 内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役横山寛美氏、監査役彦坂浩一氏及び監査役鵜川正樹氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、	当 社 に お け る 地 位 ま な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	永久保 智 宏 (1965年12月14日生) ※新任	1991年11月 1997年 4月 2002年 7月 2007年 1月 2009年10月 2015年10月 2017年 1月 2020年 4月	株式会社丸仁 株式会社ティーアンドシーシステム ヒューマンコード・ジャパン株式会社 ディー・オー・イー株式会社 HTC NIPPON株式会社 当社入社 サービスデベロップメントグ ループグループマネージャ ADWAYS TECHNOLOGY CO., JSC. 取締役 当社人事グループ本部長 株式会社サムライ・アドウェイズ 当社入社 経営戦略室(現任)	-1
2	第 加 並 樹 (1954年6月27日生) ※再任	1982年10月 1986年 3月 1989年11月 1991年10月 1999年 3月 2000年 7月 2005年 3月 2007年 7月 2013年 4月	武蔵野市役所 監査法人中央会計事務所(現 PwCあらた 有限責任監査法人) 公認会計士登録 バークレイズ信託銀行株式会社(現 ブラックロック・ジャパン株式会社)経 理部長 証券アナリスト協会検定会員登録 鵜川公認会計士事務所設立 所長(現任) 株式会社キャピタル・アセット・プランニング 監査役(現任) 税理士登録 監査法人ナカチ 社員(現任) 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授 当社社外監査役(現任) 武蔵野大学経済学部会計ガバナンス学 科(現 経営学部会計ガバナンス学科)教授(現任)	2,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	角 田 智 美 (1975年6月7日生) ※新任	2011年 8月弁護士登録2011年 9月中島・彦坂・久保内法律事務所(現 あかねくさ法律事務所)(現任)2014年 4月大東文化大学法学研究所講師(現任)2021年 4月東京弁護士会常議員(現任)	I

- (注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 永久保智宏氏を監査役候補者とした理由は以下の通りです。
 - 永久保智宏氏は、長年にわたり当社事業に従事してきたことから専門的な知識と経験を有しており、業務経験で培われた豊富な見識から経営の監督と監査機能を期待できるため、監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
 - 3. 鵜川正樹氏、角田智美氏は、社外監査役候補者であります。 なお、当社は鵜川正樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役 員に指定する予定であります。また、角田智美氏につきましても、同取引所の定めに基づ く独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、当社は同氏を独立役員に指定 する予定であります。
 - 4. 鵜川正樹氏を社外監査役候補者とした理由は以下の通りです。 鵜川正樹氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、官公庁並びに金融機関での実務経験、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、経営の監督と監査機能を期待できるため、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
 - 5. 社外監査役鵜川正樹氏の当社の監査役における在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年9か月を経過いたします。
 - 6. 角田智美氏を社外監査役候補者とした理由は以下の通りです。 角田智美氏は、会社の経営に関与したことはございませんが、弁護士としての専門的な知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しておられることから、法的観点からの経営の監督と監査機能を期待できるため、監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
 - 7. 当社は、鵜川正樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は当該責任限定契約 を継続いたします。また、永久保智宏氏及び角田智美氏が選任された場合、当社は同内容 の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務遂行のために行なった行為に起因して、株主代表訴訟や第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合、いずれの監査役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の監査役は3名(うち社外監査役2名)でありますが、監査役が法令の定める 員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであ ります。

なお、候補者である山本均氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意 を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせてい ただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏 名	略	歴	所有する
(生年月日)	(重	要 な 兼 職 の 状 況)	当社の株式数
でまった。 山本 均 (1950年7月25日生)	1973年 4月 1992年 4月 1993年11月 1995年12月 1999年 7月 2008年 6月 2009年 6月 2012年 6月 2014年 7月 2015年 6月	株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 名古屋支店、ロンドン支店、国際企画部等勤務を経て同社シンガポール支店副支店長同社企業金融部部長株式会社JSP同社取締役執行役員 経営管理本部副本部長同社取締役執行役員 経理財務本部本部長同社取締役執行役員 経理財務本部本部長同社取締役執行役員 経理財務本部本部長同社理事 海外事業本部本部長同社常勤監査役	_

- (注)1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 山本均氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
 - 3. 山本均氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下の通りです。 山本均氏は、経理及び財務の役員としての豊富な経験・見識があり、当社の監査機能の強 化に活かしていただけると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いす るものであります。
 - 4. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が 規定する額としております。補欠の社外監査役候補者である山本均氏との間におきまして も、監査役就任時に当該責任限定契約を締結する予定であります。
 - 5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務遂行のために行なった行為に起因して、株主代表訴訟や第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。山本均氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 6. 山本均氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として届け出る予定であり、同氏は「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていると 判断しております。

第7号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定 を取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものといたします。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に割り当てるものといたします。

- 3. 新株予約権の発行要領
- (1) 新株予約権の数

15,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は1,500,000株を上限とし、下記(2)①により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

- (2) 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、付与株式数は100株とする。

なお、本株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× 分割・併合の比率

ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行 + 新規発行株式数×1株当たり払込金額 株式数 時 価

行使価額 一 行使価額

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式 総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数と し、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分す る自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由 が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間 割当日の翌日から2年を経過した日から2032年3月23日までとする。
- ④ 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当 社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき 正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。
 - iii 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、 取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株 予約権を無償で取得することができる。
 - (i)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
- ⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合

併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株 式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(2)①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組 織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)②で定められる行使価額 を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (2)⑧iiに従って決定さ れる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額と する。
- v 新株予約権を行使することができる期間 上記3.(2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日の うち、いずれか遅い日から上記3.(2)③に定める行使期間の末日までと する。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記3.(2)⑤に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議に よる承認を要するものとする。
- vii その他新株予約権の行使の条件 上記3.(2)④に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得事由及び条件 上記3.(2)⑦に準じて決定する。
- x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- ③ 端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない 端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
 当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- ⑪ その他、新株予約権の内容及び細目の決定は、取締役会に委任する。
- (3) 新株予約権の払込金額 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年 4月 1日から 2021年12月31日まで)

当社は、2021年6月24日の第21期定時株主総会の決議により、事業年度を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。

これに伴い、経過期間となる第22期(当連結会計年度)は、当社及び国内子会社は2021年4月から12月31日までの9か月間、12月決算の海外子会社は2021年1月1日から2021年12月31日までの12か月間を連結対象期間とする変則的な決算となっております。また、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、前連結会計年度に対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日~2021年12月31日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行(パンデミック)に伴い断続的に経済活動が抑制される厳しい状況で推移しました。感染対策の徹底やワクチン接種率の上昇などにより行動制限が徐々に緩和されたものの、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当連結会計年度(2021年4月1日~2021年12月31日)における当社グループは、主力の広告事業におけるスマートフォン向け広告においては、先進的な広告手法を用いた全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」の新たなジャンル拡充が進むとともに、各ジャンルでの高い広告効果が評価されたことにより広告需要が拡大いたしました。加えて、博報堂DYグループとの協業案件の増加、ゲーム及びマンガアプリを展開する広告主(クライアント)からの広告需要が増加したこと等により好調に推移いたしました。PC向け広告においては、金融関連企業の広告主(クライアント)からの広告需要が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の水準まで概ね回復したこと等により広告需要が増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度(2021年4月1日~2021年12月31日)は売上高 9,697,576千円、営業利益1,298,838千円、経常利益1,699,649千円、親会 社株主に帰属する当期純利益は1,029,094千円と堅調に推移いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、当社グループ全体で2020 年2月よりリモートワークを開始し、全国で感染者数が多い期間は9割以上 の役職員が在宅勤務を実施いたしましたが、当連結会計年度における業績 への影響はありませんでした。

[連結業績]

(単位:千円、端数切捨て)

				第	2	1	期	第	2	2	期
売	Ŀ		高		49	, 020,	592		ć	9, 697	, 576
営	業	利	益		1	, 626,	092		1	1, 298	, 838
経	常	利	益		1	, 866,	195		1	l, 699	, 649
親会神	社株主に帰属	する当期組	純利 益		1	, 422,	209		1	1,029	, 094

[セグメント別の売上高の概況]

(単位:千円、端数切捨て)

セ	グ	メ	ン	١	第	2	1	期	第	2	2	期
広	告		事	業		41	1,747	, 479			5, 245	, 077
メデ	イアコ	ン	テンツ	事業			756	, 714			221	, 266
海	外		事	業			5, 917	, 063		3	3, 675	, 362
そ		0)		他			599	, 335			555	, 869
合				計		49	9, 020	, 592		ć	, 697	, 576

- (注)1. 第22期(当連結会計年度)につきましては、決算期変更により当社及び国内子会社は2021年 4月1日から2021年12月31日までの9か月間、12月決算の海外子会社は2021年1月1日から2021 年12月31日までの12か月間となっております。
 - 2. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月 31日)等を適用しております。収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に 関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、前連結会計年度に対 し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、183,237千円であり、その主なものは、オフィス等に係る建物の取得58,728千円、什器備品の購入46,428千円並びに社内管理システムの取得27,941千円であります。

③ 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、2021年11月11日開催の当社取締役会決議により株式会社博報堂DYホールディングスに対し第三者割当の方法による新株式の発行及び自己株式の処分により総額3,169,656千円の資金調達を行いました。

・発行新株式数普通株式327,000株・処分自己株式数普通株式3,312,100株・合計普通株式3,639,100株

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継 の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び捐益の状況

	X	分	第 19 期 (2019年3月期)	第 20 期 (2020年3月期)	第 21 期 (2021年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売	上	高 (千円)	41, 857, 486	37, 304, 590	49, 020, 592	9, 697, 576
経	常 利	益 (千円)	903, 588	406, 857	1, 866, 195	1, 699, 649
親会当	注株主に帰原 期 純 利	(+ H)	738, 756	164, 720	1, 422, 209	1, 029, 094
1株	当たり当期約	純利益 (円)	19円06銭	4円16銭	34円46銭	26円53銭
総	資	産 (千円)	17, 820, 343	18, 986, 441	23, 748, 433	25, 274, 114
純	資	産 (千円)	11, 523, 335	12, 448, 454	11, 223, 332	14, 937, 934
1株	当たり純資	産額 (円)	293円40銭	294円90銭	286円58銭	349円64銭

- (注)1. 第22期(当連結会計年度)につきましては、当社及び国内子会社は2021年4月1日から2021年 12月31日までの9か月間、12月決算の海外子会社は2021年1月1日から2021年12月31日まで の12か月間となっております。
 - 2. 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3 月31日)等を適用しております。また、収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、前連結会計年度以前に対し、新たな会計方針を瀕及適用しておりません。
 - 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 4.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり 純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権 比 率 (%)		主	要	な	事	業	内	容
UNICORN株式会社 2			239	, 950=	千円	100	スマートフォン向け広告事業							
JS ADW	AYS MEDIA	INC.	1,	880千	TWD	66※	ス	マー	トフ	ォン「	句け位	古告事	業	

- (注)1. 連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の2社を含む29社であります。
 - 2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。
 - 3. ※印の議決権比率は、間接所有によるものです。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるインターネット広告市場は市場全体が引き続き拡大する一方、スマートフォンビジネスのサービスの多様化や新しいテクノロジーの発生が見られております。また、全世界においては、インターネット及びスマートフォンの普及が今後さらに拡大していくと予想されます。

このような環境の下、当社グループは、広告事業においては、スマートフォン向け広告サービスの取引拡大を目指すとともに、当社グループの主力クライアントであるゲーム開発会社のみならず、それ以外の業種のクライアントの獲得等による事業の拡大を図っております。海外事業においては、アジア地域を中心にスマートフォン向けサービスを充実させ、海外におけるクライアントのニーズに応えていくことで当社グループの広告ネットワークの拡大を図ってまいります。

今後の収益拡大のためには、広告事業のさらなるサービス領域の拡大と既存商品の深耕、新規サービスによるサービスの総合力の底上げと品質の向上、海外における事業の拡大が重要な課題と認識しております。また、現在のビジネス規模の拡大を進めていくためには、当然の課題として、経営体制をより強固にしていくことも重要な課題と認識しております。

① 広告事業の拡大

従来の携帯電話端末向け広告の市場は縮小傾向にあるため、スマートフォン向け広告とPC向け広告の事業規模の拡大が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、クライアントと提携メディアのニーズを的確に把握し、両者をつなぐアフィリエイトサービスプロバイダー(ASP)としての地位を確固たるものへと築きつつ、他社との戦略的提携により広告ネットワークの拡充を行う等、事業規模の拡大を図ってまいります。そのためには、優秀な人材の確保や利便性が高いソフトウェアの開発等による差別化及び意思決定の迅速化を行うとともに、海外における事業の拡大を図ってまいります。

② 経営体制のさらなる強化

スマートフォンの普及は、ユーザーの携帯電話からのインターネットの利用形態に大きな変化をもたらしており、そのプラットフォーム上で事業を行う企業は、従来のPC・携帯電話の垣根がない市場への対応を迫られております。また国際間でのプラットフォームの共有化は、海外企業の日本市場への参入を容易にしております。

当社グループは、今まで培ってきたPC・携帯電話双方の経験とスキルを生かし、比較的短期間でスマートフォンのビジネスを拡大できたと認識しております。また、国内の市場だけでなく成長著しいアジア市場や北米市場にいち早く進出し、各国で事業の足場を築きました。

今後は、世界に通用するようなサービスを提供し、有力な競合企業との 差別化を行い、各拠点で安定した事業展開を進めていく段階だと認識して おります。そのためには各国のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定と 統制のとれた体制の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

当社の主たる事業は、「広告事業」と、「メディアコンテンツ事業」及び「海外事業」の3つの事業単位を基礎としており、各事業が提供するサービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「広告事業」は、スマートフォンアプリ向け広告サービス「AppDriver」及び「UNICORN」、モバイル向けアフィリエイト広告サービス「Smart-C」、PC向けアフィリエイト広告サービス「JANet」を中心に、日本でのインターネット上で事業展開を行う企業に対して、インターネット広告を総合的に提供しております。

「メディアコンテンツ事業」は、主に士業向けのポータルサイト等の運営 等を行っております。

「海外事業」は、中国・香港・台湾・韓国・米国・シンガポール等において、現地企業と各国における外国企業を対象として、インターネットマーケティングの総合支援サービスを提供しております。

(6) 使用人の状況(2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
広	告	事	業			373 ((43)名	37名増
メディ	アコン	テンツ	ッ事業			26	5(0)名	1名増
海	外	事	業			214 ((28)名	38名増
本 社	部門	(共	通)			267 ((13)名	25名増
そ	0)	1	他			39	(5)名	11名増
合			計			919 ((89)名	112名増

- (注)1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を 含みます)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 - 2. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者は除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 - 3. 本社部門(共通)として、記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門 及びシステム部門に所属しているものであります。
 - 4.2021年4月の新卒社員の入社等により、「広告事業」の使用人数が37名増加しております。
 - 5.2021年11月に株式を追加取得したMatch Advertising Inc.が連結に含まれたこと等により、「海外事業」の使用人数が38名増加しております。
 - 6.2021年10月に全株式を取得した有限会社土田昆衛製作所が連結に含まれたこと等により、「その他」の使用人数が11名増加しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
611(47)名	53名増	32歳10ヶ月	4年3ヶ月

- (注)1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を 含みます)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 - 2. 使用人数は、当社から他社への出向者は除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 会社の状況

(1)株式の状況(2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 153, 150, 000株

② 発行済株式の総数 42,003,700株

(注)株式会社博報堂DYホールディングスを割当先とする第三者割当による新株発行及び新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は351,400株増加しております。

③ 株主数

17,069名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持 株 数	持株比率
岡村 陽久	8, 149, 300株	19. 49%
伊藤忠商事株式会社	4,000,600株	9. 57%
株式会社博報堂DYホールディングス	3,639,100株	8.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,216,900株	7. 69%
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	2,837,800株	6. 79%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,388,600株	3. 32%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	469,800株	1. 12%
BNP PARIBAS SECURITIES SE RVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行)	468,700株	1.12%
日本証券金融株式会社	449, 200株	1.07%
上田八木短資株式会社	288, 500株	0.69%

⁽注)1. 当社は、自己株式を194,500株保有しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年12月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下の通り取得いたしました。

・取得した株式の種類 当社普通株式 ・取得した株式の総数 194,500株

·取得価額 167, 289, 600円

・取得日 2021年12月10日~2021年12月31日(約定ベース)

・取得理由 株主還元及び、経営環境の変化に対応した機動的な

資本政策を遂行するため

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

取締役及び監査役の状況(2021年12月31日現在)

会	会社における地位 氏 名				モ	名	7	担当及び重要な兼職の状況	
代	表取	締	役 社	長	山	田		翔	
取	締	役	会	長	岡	村	陽	久	
取		締		役	野	田	順	義	グローバル事業担当
取		締		役	鹿	野	晋	吾	人事・経営推進担当
取		締		役	西	岡	明	彦	インフルエンサー事業担当
取		締		役	伊	藤	浩	孝	グロービス経営大学院 教授 テカンジャパン株式会社 代表取締役社長
取		締		役	平	田	和	子	株式会社タフタッチ 代表取締役
常	勤	監	查	役	横	Щ	寛	美	Cydsa株式会社 顧問
監		查		役	彦	坂	浩	_	あかねくさ法律事務所 株式会社大氣社 社外取締役 弁護士
監		查		役	鵜	ЛП	正	樹	鵜川公認会計士事務所 所長監査法人ナカチ 社員株式会社キャピタル・アセット・プランニング 監査役武蔵野大学経営学部 会計ガバナンス学科 教授公認会計士・税理士

(注)1. 取締役伊藤浩孝氏及び平田和子氏は、社外取締役であります。

当社は、取締役伊藤浩孝氏及び平田和子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、伊藤浩孝氏及び平田和子氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。

2. 監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏は、社外監査役であります。

当社は、監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。

3. 監査役横山寛美氏は、株式会社新生銀行(旧株式会社日本長期信用銀行)及びブラックロック・ジャパン株式会社(旧バークレイズ信託銀行株式会社)において金融業務及び融資先信用分析に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 監査役鵜川正樹氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 役員等賠償責任保険(D&O保険)契約内容の概要

当社は保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務遂行のために行なった行為に起因して、株主代表訴訟や第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。なお、保険料は全額会社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により賠償されないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し、承認の答申を得ております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本方針

当社の各取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を目指すインセンティブとして十分に機能するように各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬(金銭報酬を含む)、ストック・オプション等の非金銭報酬等により構成します。また、報酬の決定につきましては、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会からの答申内容を尊重するものとします。

b. 基本報酬の決定方針

各取締役の基本報酬につきましては、業績目標、担当ミッション及び幹部育成等の目標に対する評価、活動内容及び前年度の基本報酬額を加味し、株主総会決議の範囲内で報酬案を作成する方針です。当該報酬案を指名・報酬委員会において審議し、取締役会へ答申した後、取締役会で決定します。なお、基本報酬につきましては、月例の固定報酬として支給します。

c. 業績連動報酬の決定方針

各取締役の業績連動報酬につきましては、当社グループにおける各種業績指標及び目標の達成状況並びに当該業績指標等達成への貢献度を加味し、株主総会決議の範囲内で報酬案を作成する方針です。当該報酬案を指名・報酬委員会において審議し、取締役会へ答申した後、取締役会で支給額及び支給時期等を決定します。

d. 非金銭報酬の決定方針

非金銭報酬につきましては、ストック・オプション制度を基本とし、当 社グループの業績向上に対する意欲や士気、当社グループの健全な経営 と社会的信頼を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を 図ることを目的とします。ストック・オプション等に係る報酬の付与数 等は、当社グループへの貢献度に基づき、株主総会決議の範囲内で付与 案を作成し、指名・報酬委員会において当該案を審議し、取締役会へ答 申した後、取締役会で付与数、付与方法及び付与時期等を決定する方針 です。

e. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

金銭報酬、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等であるストック・オプション等の付与数等の各取締役の個人別の報酬等の割合は、各取締役の職責や貢献度等を総合的に勘案し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となるよう決定する方針です。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

					報酬等	の 種 別	の総額		
役	役 員 区 分		員数	報酬等の総額	基本報酬	業績連動	非金銭		
					本 平 邦 助	報酬等	報酬等		
取	締	役	7名	141,057千円	102,057千円	39,000千円	_		
(うち	(うち社外取締役) (2名		(2名)	(9,822千円)	(9,822千円)	(-)			
監	查	役	3名	16,380千円	16,380千円				
(うち	社外監査	蜇役)	(2名)	(12,570千円)	(12,570千円)				
合		計	10名	157, 437千円	118,437千円	39,000千円			
(うち	5 社外役	(員)	(4名)	(22, 392千円)	(22,392千円)	(-)			

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第19期定時株主総会において年額480,000千円以内(うち社外取締役分60,000千円以内)(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)です。また、別枠で2009年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額450,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は2名)です。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第19期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。また、別枠で2009年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。
 - 3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結営業利益から新規投資費用を調整した金額を基準額として、期初作成予算の110%以上の達成かつ過去2年の平均額を上回る予算であることを条件としております。当該指標を選択した理由は、経営の成果及び責任を客観的に表す指標であると認識しているためです。その実績は当該条件を達成しており、基準額の4%を目途として、各取締役の職責や貢献度等を総合的に勘案した上で業績連動報酬を算定しております。業績連動報酬等の金額は、役員賞与引当金の繰入額として当期に費用計上した金額であります。
 - 4. 非金銭報酬等の内容は、当社のストック・オプションであり、割当ての際の条件は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の通りであります。また、当事業年度における交付はありません。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

- 二. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。
- ⑥ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 (全13	役 回 開 催	会 (監 査 (全10	役 回 開 催	会 (
	就任期間中の 開 催 回 数	出席回数	出席率	就任期間中の 開 催 回 数	出席回数	出席率
取締役 伊藤浩孝	13回	13回	100%	_	_	_
取締役 平田和子	13回	13回	100%	_	_	_
監査役 横山寛美	13回	13回	100%	10回	10回	100%
監査役 鵜川正樹	13回	13回	100%	10回	10回	100%

- (注)上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が9回ありました。
 - ・取締役会等における役割と活動状況

取締役会において、伊藤浩孝氏はグローバルな環境における経営戦略策定と実行経験及び新規事業並びにジョイントベンチャー立ち上げ等の豊富な事業経験から、平田和子氏はグローバルな環境における組織づくり、人材の育成、利活用及び人事制度確立等の豊富な経験から取締役会の意思決定の適正を確保するための意見・助言を適宜行っております。なお、当事業年度に開催された3回の指名・報酬委員会では伊藤浩孝氏は委員長として、平田和子氏は委員として、役員の人事・報酬の審議に携わっております。また、常勤監査役横山寛美氏はエコノミストとしての見識から経営の健全性を踏まえた意見等の発言を行っており、監査役鵜川正樹氏は官公庁並びに金融機関での実務経験及び公認会計士としての見識から財務の健全性のチェック等を適宜行っております。

監査役会においては、監査役会で定めた役割に則して、常勤監査役 横山寛美氏は経営全般にわたり、監査役鵜川正樹氏は財務・経理面を 中心にそれぞれ、取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言 を行っております。また、常勤監査役横山寛美氏は当事業年度に開催 された3回の指名・報酬委員会では委員として、役員の人事・報酬の 審議に携わっております。

(3)会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		37, 6	600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額		37, 6	600千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較を行い、監査時間及び報酬額の推移 を確認したうえで、当事業年度の監査計画の内容、監査予定時間及び報酬額の妥当性等を 検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っておりま す。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を 解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に 招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由 を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し ております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する 額としております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負債の	部
流動資産	21, 762, 328	流動負債	10, 171, 082
現金及び預金	9, 916, 750	買 掛 金	7, 942, 962
受取手形、売掛金及	8, 019, 903	未 払 金	883, 669
び契約資産		未払法人税等	247, 990
商品及び製品	33, 803	未払消費税等	129, 851
仕 掛 品	10, 492	預 り 金	151, 088
原材料及び貯蔵品 預 け 金	14, 320	未払費用	82, 701
預 け 金 前 渡 金	2, 842, 463 123, 960	前 受 金	506, 289
前払費用	250, 166	役員賞与引当金	39,000
同 払 賃 用 そ の 他	624, 746	賞与引当金	175, 219
貸倒引当金	$\triangle 74, 279$	その他	12, 309
固定資産	3, 511, 785	固定負債	165, 097
有形固定資産	316, 759	資産除去債務	117, 111
建物及び構築物	490, 675	繰 延 税 金 負 債	40, 462
工具、器具及び備品	486, 203	その他	7, 523
土 地	53, 291	負 債 合 計	10, 336, 179
そ の 他	121, 926	純資産の	部
減価償却累計額	△835, 337	株主資本	13, 862, 052
無形固定資産	382, 716	資 本 金	1, 716, 255
のれん	77, 874	資本剰余金	6, 947, 045
商標権	7, 391	利益剰余金	5, 366, 041
ソフトウェア	297, 451	自己株式	△167, 289
投資その他の資産	2, 812, 308	その他の包括利益累計額	755, 907
投資有価証券	2, 327, 307	その他有価証券評価差額金	379, 509
関係会社出資金 長期貸付金	38, 719	為替換算調整勘定	376, 398
長期貸付金 繰延税金資産	1, 764 573	新 株 予 約 権	41, 865
保 処 悦 並 貞 座 一 そ の 他	604, 669	非支配株主持分	278, 109
貸倒引当金	$\triangle 160, 725$	<u> </u>	14, 937, 934
資産合計	25, 274, 114		25, 274, 114
具 圧 口 引	20, 214, 114	只良桃貝庄口引	20, 214, 114

連結損益計算書 (2021年 4月 1日から 2021年12月31日まで)

科目		金	額
売 上 高			9, 697, 576
売 上 原 価			1, 738, 795
売 上 総 利	益		7, 958, 781
販売費及び一般管理費			6, 659, 943
営 業 利	益		1, 298, 838
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金	5, 898	
為 差	益	52, 771	
補 助 金 収	入	2, 837	
持分法による投資利	益	128, 135	
投 資 事 業 組 合 運 用	益	204, 101	
そのの	他	15, 579	409, 323
営業 外費 用			
貸 倒 引 当 金 繰	入	4, 846	
そ の	他	3, 665	8, 512
経 常 利	益		1, 699, 649
特別 利益			
投資有価証券売却	益	48, 617	48, 617
特別損失			
固 定 資 産 除 却	損	2, 549	
投資有価証券売却	損	17	
投資有価証券評価	損	108, 633	
在外連結子会リストラクチャリング費	社 用	6, 286	
移 転 費	用	7,877	
和解	金	11, 722	137, 086
税金等調整前当期純利	益		1, 611, 179
法人税、住民税及び事業	税	489, 197	
法 人 税 等 調 整	額	5, 015	494, 212
当 期 純 利	益		1, 116, 967
非支配株主に帰属する当期純利	益		87, 873
親会社株主に帰属する当期純利	益		1, 029, 094

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から 2021年12月31日まで)

					(本原・111)
		株	主	資 本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 622, 079	6, 852, 869	4, 659, 771	△2, 999, 996	10, 134, 724
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	84, 829	84, 829			169, 659
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	9, 346	9, 346			18, 692
剰 余 金 の 配 当			△322, 824		△322, 824
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1, 029, 094		1, 029, 094
自己株式の取得				△167, 289	△167, 289
自己株式の処分				2, 999, 996	2, 999, 996
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	94, 176	94, 176	706, 269	2, 832, 706	3, 727, 328
当 期 末 残 高	1, 716, 255	6, 947, 045	5, 366, 041	△167, 289	13, 862, 052

	そ利が益その他有価証券額	他 の 累 為 替 換 算 調 整 勘 定	包 計 を 名 を 名 を を を を を を を を を を を を を を を	新株予約権	非 支 配 株 主分	純資産合計
当 期 首 残 高	638, 332	214, 303	852, 636	47, 111	188, 860	11, 223, 332
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						169, 659
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						18, 692
剰余金の配当						△322, 824
親 会 社 株 主 に帰属する当期純利益						1, 029, 094
自己株式の取得						△167, 289
自己株式の処分						2, 999, 996
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△258, 823	162, 094	△96, 728	△5, 246	89, 248	△12, 726
連結会計年度中の変動額合計	△258, 823	162, 094	△96, 728	△5, 246	89, 248	3, 714, 601
当 期 末 残 高	379, 509	376, 398	755, 907	41, 865	278, 109	14, 937, 934

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	15, 016, 240	流動負債	7, 351, 188
現金及び預金	5, 070, 438	買 掛 金	6, 235, 241
		未 払 金	571, 668
預け金	2, 837, 072	未払法人税等	131, 120
売 掛 金	6, 621, 204	未払消費税等	37, 710
貯 蔵 品	1,004	前 受 金	48, 495
前渡金	597	預 り 金	127, 310
前払費用	207, 259	未払費用	25, 496
		役員賞与引当金	39, 000
未 収 収 益	6, 872	賞与引当金	125, 268
そ の 他	285, 506	そ の 他	9, 878
貸 倒 引 当 金	△13, 714	固定負債	119, 318
 固定資産	5, 831, 135	資産除去債務	96, 542
		繰延税金負債	22, 776
有 形 固 定 資 産	106, 012	負債合計	7, 470, 507
建物	38, 525		の 部
工具、器具及び備品	67, 487	株 主 資 本 資 本 金	12, 955, 847 1, 716, 255
無形固定資産	274, 959	資本剰余金	7, 066, 301
	274, 959	資本準備金	7, 000, 301
	·	その他資本剰余金	6, 360, 045
投資その他の資産	5, 450, 164	利益剰余金	4, 340, 579
投資有価証券	1, 718, 158	その他利益剰余金	4, 340, 579
関係会社株式	1, 576, 677	繰越利益剰余金	4, 340, 579
関係会社出資金	821, 076	自 己 株 式	△167, 289
	ŕ	評価・換算差額等	379, 156
長期貸付金	958, 624	その他有価証券評価差額金	379, 156
その他	433, 420	新株予約権	41, 865
貸 倒 引 当 金	△57, 793	純 資 産 合 計	13, 376, 868
資 産 合 計	20, 847, 376	負債純資産合計	20, 847, 376

<u>損 益 計 算 書</u> (2021年 4月 1日から 2021年12月31日まで)

		科			目			金	額
売			上		高				6, 254, 372
売		上		原	価				1, 447, 407
	売		上	総	利		益		4, 806, 965
販	売	費 及	Ŋ -	般 管	理費				4, 092, 602
	営		業		利		益		714, 363
営		業	外	収	益				
	受	取	利 息	及	び配	当	金	10, 096	
	為		替		差		益	12, 685	
	投	資	事 業	組	合 運	用	益	204, 101	
	そ			\mathcal{O}			他	6, 996	233, 879
営		業	外	費	用				
	貸	倒	引	当	金	繰	入	6, 223	
	そ			\mathcal{O}			他	1, 626	7, 849
	経		常		利		益		940, 392
特		別		利	益				
	投	資	有 価	証	券 売	却	益	291, 767	291, 767
特		別		損	失				
	固	定	資	産	除	却	損	2, 549	
	投	資	有 価	証	券 売	却	損	17	
	投	資	有 価	証	券 評	価	損	108, 633	111, 200
税	5	前	前 当	期	純	利	益		1, 120, 959
法	人	税、	住民	说税	及び	事 業	税	318, 668	
法		人	税	等	調	整	額	479	319, 148
当		期		純	利		益		801, 811

<u>株主資本等変動計算書</u> (2021年 4月 1日から 2021年12月31日まで)

								(+ 22-114)
			株	主	資		本	
		資 本	剰	余 金	利 益 剰	余 金		
	資本金	資 本準備金	その他資和余金	資 本 剰 余 金 計	そ利剰 継利 乗合	余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 622, 079	612, 079	6, 360, 045	6, 972, 125	3, 861, 593 3,	861, 593	△2, 999, 996	9, 455, 801
事業年度中の変動額								
新株の発行	84, 829	84, 829		84, 829				169, 659
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	9, 346	9, 346		9, 346				18, 692
剰余金の配当					△322, 824 △	322, 824		△322, 824
当 期 純 利 益					801, 811	801, 811		801, 811
自己株式の取得							△167, 289	△167, 289
自己株式の処分							2, 999, 996	2, 999, 996
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	94, 176	94, 176	_	94, 176	478, 986	478, 986	2, 832, 706	3, 500, 045
当 期 末 残 高	1, 716, 255	706, 255	6, 360, 045	7, 066, 301	4, 340, 579 4,	340, 579	△167, 289	12, 955, 847

	評価・換	算差額等		
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	新 株予約権	純 資 産合 計
当 期 首 残 高	638, 332	638, 332	47, 111	10, 141, 245
事業年度中の変動額				
新株の発行				169, 659
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				18, 692
剰余金の配当				△322, 824
当 期 純 利 益				801, 811
自己株式の取得				△167, 289
自己株式の処分				2, 999, 996
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△259, 175	△259, 175	△5, 246	△264, 422
事業年度中の変動額合計	△259, 175	△259, 175	△5, 246	3, 235, 623
当 期 末 残 高	379, 156	379, 156	41, 865	13, 376, 868

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社アドウェイズ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 哲 也 指定有限責任社員 公認会計士 八 鍬 賢 也業務執行社員 公認会計士八 鍬 賢 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2021 年4月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸 借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査 を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査にお ける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関 する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に 不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監 査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連 結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性 があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽 表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監 査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結 計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象 を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規 定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社アドウェイズ 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

> > 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士山 本 哲 也指定有限責任社員 公認会計士八 鍬 賢 也業務執行社員 公認会計士八 鍬 賢 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2021年4月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査におけ る監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関す る規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責 任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽 表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監 査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審 議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、毎月定例監査 役会及び必要に応じ臨時監査役会を開催し、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人か らその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、当期は前期に引き続きコロナ禍で当社も業務や働き方で大きな影響を受けました。当社は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、前期に取締役会、監査役会その他社内外との会議や監査活動にテレビ会議システム及び在宅勤務制度を導入しました。そうした新システムを活用し当期も当初の監査計画を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当で あると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当で あると認めます。

2022年2月16日

株式会社アドウェイズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 横山 寛美 印

監 査 役 彦 坂 浩 一 印

監 査 役(社外監査役) 鵜川正樹印

以上

メ モ

.....